

東御市民病院 災害対応マニュアル

令和6年11月作成

目 次

第1章 災害対策基本方針	1
第1節 災害対応マニュアルの基本方針	1
第2節 地域医療機関としての役割	1
第3節 災害時の医療に対する考え方	1
第2章 災害対策本部	2
第1節 災害対策本部の役割	2
第2節 災害対策本部の構成及び設置場所	2
第3節 災害対策本部の設置基準	2
第4節 災害レベルの決定	3
第5節 初動体制	3
第6節 職員の緊急招集	3
第7節 報道対応について	5
第8節 会計年度任用職員の緊急招集について	5
第9節 業務委託業者への協力依頼	5
第3章 職員の行動	6
第1節 災害発生直後の対応	6
第2節 自主参集基準	6
第3節 緊急招集への準備	6
第4節 患者への対応	6
第5節 自部署の被害状況の確認	7
第6節 傷病者発生時の対応	7
第4章 災害発生下での対応（全体）	8
第1節 業務継続計画に基づく業務継続の検討	8
第2節 火災発生時の対応	8
第3節 地震発生時の対応	8
第4節 洪水・土砂災害発生時の対応	9
第5節 台風接近時の対応	9
第6節 大規模感染症発生時の対応	9
第7節 停電の対応	9
第8節 南海トラフ地震発生時の対応	9

第9節	電子カルテ障害の対応	10
第10節	上下水道の途絶時の対応	10
第11節	帰宅困難者への対応	10
第12節	医療を必要としない避難者への対応	11
第13節	通信網の確保	11
第14節	問い合わせの対応	11
第15節	国民保護法の緊急事態発生時の対応	11
第16節	消防用設備の作動時の対応	11
第17節	患者避難対策	12
第18節	エレベーターやトイレの確認	12

第5章	災害発生下での業務（災害対策本部）	13
1	災害対策本部長（院長）	13
2	副本部長（副院長）	13
3	総括、情報発出（事務長）	13
4	病棟患者総括（内科部長）	13
5	救急医療対策委員会（副院長）	13
6	診療支援総括（看護部長）	14
7	診療材料、物品総括（診療技術部長）	14
8	院内情報総括（医療事務部長）	15
9	地域連携室	16

第6章	各部・科・室アクションシート	17
1	診療部	17
2	庶務係・医療安全管理係	19
3	医事係・診療情報管理係	21
4	医療事務委託業者	22
5	薬剤科	23
6	栄養科	24
7	放射線技術科	25
8	検査科	26
9	リハビリテーション科	27
10	透析室・臨床工学科	28
11	視能訓練科	29
12	看護部 病棟・外来共通	30
13	病棟科	31

1 4	外来科	3 3
1 5	健康管理科	3 4
1 6	地域連携室	3 5
第 7 章	関連資料	3 6
1	トリアージ	3 6
2	災害時専用カルテ	4 0
3	被害状況報告書（職場点検チェック表）	4 1
4	被害状況報告書（負傷者記録）	4 2
5	緊急持ち出し物品一覧表	4 3
6	自動火災報知設備 出火場所の確認、1 1 9 番通報	4 4
7	火災ではなかった場合の音響の停止、館内放送	4 7
8	スプリンクラーの停止方法	5 0
9	館内放送の一例	5 3

第 1 章 災害対策基本方針

第 1 節 災害対応マニュアルの基本方針

本マニュアルは、地震などの自然災害や人的災害による多数傷病者発生時における初期の段階（おおむね 3 日間程度）の対応を中心に、災害医療体制を構築し、「病院の機能を最大限に活用して最大多数の傷病者に、現有する医療機能で迅速かつ効果的で最良な治療を行うこと」を最大の目標とする。

そのために必要な災害時の情報収集と情報の提供、緊急対応及び医療支援を迅速かつ円滑に行うとともに、「自らが被災しないこと」を目的とする。

第 2 節 地域医療機関としての役割

当院は地域における中核的公的病院として、隣接する災害拠点病院、消防・警察・自衛隊など関係機関と協働して災害に対応する。

第 3 節 災害時の医療に対する考え方

災害時の医療では、病院自体も被災して病院としての機能が制限されることが予想され、限られた人的物的医療資源の状況となるので、通常の診療とは異なる考え方が必要で、多数の傷病者に必要な医療提供を行う必要がある。

そのためには、「東御市民病院業務継続計画」（以下、「業務継続計画」と言う。）に定める非常時優先業務を遂行するとともに、患者の重症度と緊急度により治療優先順位を決めるトリアージに基づいた診療を行う。

第2章 災害対策本部

第1節 災害対策本部の役割

災害発生直後、本部は迅速に病院内の被災状況を把握するとともに災害レベルを決定し職員に周知する。

指揮命令系統の一本化を確立し、傷病者の診療、院内被害の復旧、被災地支援などを指揮する。

第2節 災害対策本部の構成及び設置場所

災害対策本部員の構成は、災害対策委員会規則に準じ災害対策委員会の構成員を下記の通り充てる。

災害対策委員会のみまき温泉診療所と助産所とうみの各所長は、災害発生時にはそれぞれの施設の対応に追われ、災害対策本部に入ることが実質困難となる可能性が高いため、下記の災害対策本部の業務からは外してあるが、それぞれの施設の業務停止等で本部に入ることが可能になった場合は本部員として加わることとする。

災害対策本部は、原則として病院2階研修室に設置する。

役職名	病院役職	主な役割
本部長	院長	災害対策全般
副本部長	副院長	災害対策全般、本部長の補佐
総括、情報発出	事務長	災害対策本部の運営、関係機関との連絡調整
患者統括	内科部長	外来診療、入院患者の管理
救急診療統括	救急医療対策委員長	緊急診療体制の構築、運営
診療支援統括	看護部長	看護体制の再構築
診療材料、物品管理統括	診療技術部長	各検査機器や物品の管理
院内情報統括	医療事務部長	各種情報の集約
本部員	みまき温泉診療所長	みまき温泉診療所統括
本部員	助産所とうみ所長	助産所とうみ統括

第3節 災害対策本部の設置基準

災害発生時は、病院長が災害対策本部の設置を判断する。

病院長不在の場合は、「業務継続計画」に定める職務代行順位に基づいて災害対策本部の設置を判断する。

1 災害対策本部の自動設置基準

次の災害が発生した場合は、病院長の判断を待たず本部員は災害対策本部を設置す

る。

- (1) 院内で火災や浸水などによる被害が発生した場合
- (2) 東御市に震度5強以上の地震が発生した場合
- (3) 市内において台風や土砂災害などの大規模災害による被害が発生した場合
- (4) 市内で発生した自然災害や人的災害により多数の傷病者が見込まれる場合

第4節 災害レベルの決定

災害対策本部は下記の通り災害レベルを決定し職員に周知する。

レベル 0	時間内は通常診療のまま、時間外は救急外来で対応可能 ⇒平時の状況
レベル 1	通常診療と救急外来のみだけでは対応不可能で、職員の応援が必要 ⇒災害対策本部設置の検討
レベル 2	外来診療の中止を検討、被災傷病者優先の対応と多くの職員の応援が必要 ⇒災害対策本部の設置、職員の参集、診療体制の一部変更が必要
レベル 3	広域的、大規模な災害で全職員で長期間にわたり被災傷病者の対応が必要 ⇒災害対策本部の設置、診療体制の全体変更が必要
レベル 4	甚大な被害による診療不能 ⇒病院避難

第5節 初動体制

- (1) 病院に被害が及ぶような災害が発生した場合は、各科で患者及び職員の安全確認を行い、負傷者が発生した場合は救命活動を最優先にする。
- (2) 医療事務部は迅速に災害情報を収集し、災害対策本部の設置の必要性について協議する。
- (3) 災害対策本部設置後は速やかに災害レベルを決定し職員に周知する。
災害レベルが2以上の場合は館内放送で外来患者等にも周知させる。
- (4) 各科で被害状況を確認し、災害対策本部は集計・評価を実施する。
- (5) 休日・夜間の場合は、当直者で入院患者と職員の安全確認をし、病院内の被害状況を確認、夜勤リーダーは情報を収集し看護部長に報告する。

第6節 職員の緊急招集

災害対策本部長は、災害の状況に応じて職員の招集の必要性や範囲を決定し、必要な場合は各科に招集を指示する。

職員の参集については、「地域防災計画震災対策編 第3章災害応急対策計画 第2節 第3 活動の内容」の活動体制を基に作成した。

各科では平時も連絡網を整備し、緊急招集時は参集可能職員の取りまとめと災害対策

本部への報告を行う。

各科で職員不足が生じている時は、災害対策本部に報告、承認後招集をかける。

緊急招集がかかった場合でも、災害により勤務先への参集が危険な場合は、上席者に連絡し自宅待機とする。

・ 職員の参集基準

体制	設置及び参集基準	休日等の職員配備
事前体制 (レベル0)	ア 大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、大雪、 暴風、暴風雪注意報発表時 イ その他院長が必要と認めた時	ア 部長職(災害対策本部員)は自宅待機 イ 庶務係、医事係は自宅待機
一次体制 (レベル0)	ア 市内に震度3の地震が発生した場合 イ 大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、大雪、 暴風、暴風雪警報発表時 ウ その他院長が必要と認めた時	ア 部長職以上の参集 イ 庶務係、医事係の参集 ウ 科長職以上は自宅待機
二次体制 (レベル1)	ア 市内に震度4及び5弱の地震が発生した場合 イ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ウ 市民に対し「警戒レベル3高齢者等避難」 発令中 エ 南海トラフ地震臨時情報(調査中)または 巨大地震注意発表時 オ 柏崎刈羽原発、浜岡原発で「緊急事態」が 発生した場合 カ 住家被害が想定される災害発生時、院長が 各科の連携が必要と認めた時	ア 科長職以上の参集 イ 正職員は自宅待機 ウ 病棟科、外来科、薬剤科、放射線科、 検査科、臨床工学科、地域連携室で、 科長が必要と認めた正職員及び会計年度 任用職員の参集
三次体制 (レベル2)	ア 市内に震度5強の地震が発生した場合 イ 顕著な大雨に関する気象情報、記録的短時間 大雨情報が発表された場合 ウ 市民に対し「警戒レベル4避難指示」発令時 エ 噴火速報発表時 オ 柏崎刈羽原発、浜岡原発で「敷地内緊急事態」 が発生した場合 カ 今後全部署での対応が必要と院長が認めた 場合	ア 自主参集基準に基づき、会計年度任用 職員を含む全職員の参集 イ 給食及び医療事務に関わる業務委託 業者

四次体制 (レベル3)	ア 市内に震度6弱以上の地震が発生した場合 イ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) 発表時 ウ 噴火警戒レベル4(避難準備)以上発表時 エ 柏崎刈羽原発、浜岡原発で「全面緊急事態」が発生した場合 オ 暴風、暴風雪、大雨(土砂災害、浸水害)、大雪特別警報発表時 カ 市民に対し「警戒レベル5緊急安全確保」発令時 キ 複数の住家被害及び死者が想定される大規模災害発生時、緊急初療体制(トリアージエリア)の対応が必要と院長が認めた場合	ア 自主参集基準に基づき、会計年度任用職員を含む全職員の参集 イ 給食及び医療事務に関わる業務委託業者
------------------------	---	---

第7節 報道対応について

災害対策本部は報道発表について、公表内容、発表時刻や会見場所(ミーティングルームなど)を予め検討し、適切な情報公開を行う。

病院内で被害が発生した場合は、原則、規模の大小に関わらず報道発表する。

報道機関からの電話による問い合わせに関しては担当窓口の一本化(医療事務部長)を図り、情報の混乱を防ぐ。

災害による傷病者数は医事係が集計し、公表に当たってはその数字のみとする。

第8節 会計年度任用職員の緊急招集について

会計年度任用職員の勤務時間外緊急招集については、地域防災計画でも四次体制【全員体制】になった場合のみとあるが、病院業務の中ではかなり広範囲の業務を担っており、科によっては必要不可欠な部分もあるため、事前に各科において災害時の協力体制を構築し、災害対応業務が停滞しないよう緊急招集を行う。

第9節 業務委託業者への協力依頼

災害対応時には、特に医療事務や給食等の業務委託業者の協力が不可欠であり、契約時に災害時の協力について明文化しておく必要がある。

また各科では使用機器メーカーと平時から連絡体制を構築し、災害による損傷等が発生した場合は早期の復旧を図る必要がある。

第3章 職員の行動

第1節 災害発生直後の対応

1 勤務中での対応

職員は自分自身の安全を確保した後、周囲の人の安全確保や応急手当を行い、自部署に戻り被害状況の確認を行い、上席者の指示に従う。

2 勤務時間外の対応

- ・職員は自分自身や家族の安全を確保し、二次的な被害を防ぐ
- ・緊急招集がかかった場合には、安全を確保した上で参集する
- ・緊急招集がかかった場合でも、家庭の被害や出勤に危険が伴う等で参集できない時は上席者に報告する
- ・自主参集基準に適合する場合は、上席者に報告した後、自部署に参集する

第2節 自主参集基準

次の場合は、緊急招集がかからなくても自主的に勤務部署に参集する。

- ・東御市で震度5強以上の地震が発生した場合
- ・東御市で多数の傷病者発生が考えられる自然災害や人的災害が発生した場合
ただし、夜間や道路交通網が寸断され安全が確保されない場合は、その旨を上席者に連絡して指示を仰ぐ。

第3節 緊急招集への準備

- ・職員は日頃から災害発生時の参集手段や経路等を考えておく
- ・特に大規模地震発生時の参集手段は、徒歩か自転車等にする
- ・災害時の連絡は電話回線の遮断を考慮し、SNSやクラウドを使った連絡網を各部署で確立しておく
- ・災害によっては勤務が長期になることもあるため、各自着替えなど必要品を準備し緊急招集時は持参する

第4節 患者への対応

1 病棟での対応

- ・特に地震時はすべての病室ドアを開放し、上部からの落下物に注意する
- ・すべての入院患者の安全確認を行う
- ・負傷者の発生を確認し、治療が必要な場合は応急手当を実施する
- ・安否確認できない患者はリストアップし、災害対策本部に報告する

2 病棟外での対応

- ・外来患者の対応部署は、患者の安全確保を最優先し、検査等の中止を検討する
- ・他の来院者にもわかるよう、館内放送を使い災害発生の注意喚起を図る
- ・病院が避難所とならないよう、帰宅可能な来院者には帰宅を促す

第5節 自部署の被害状況の確認

- ・職員は自部署の被害状況を確認し、各科長は「第7章 関連資料 3 被害状況報告書（職場点検チェック表）」を災害対策本部に提出する

第6節 傷病者発生時の対応

- ・負傷者発生の場合は、可能な限り各部署で応急処置を行い、外来に搬送する
- ・負傷者情報を各部署で記録し、各科長は「第7章 関連資料 4 被害状況報告書（負傷者記録）」を災害対策本部に提出する
- ・重傷、心肺停止状態等に対応困難な場合は速やかに院内緊急コールを行う
- ・重傷、重篤な傷病者発生時は、速やかに転院搬送の手続きを行う（診療科、地域連携室）

第4章 災害発生下での対応（全体）

第1節 「業務継続計画」に基づく休止業務の検討

大規模な自然災害や人的災害は、多数の傷病者発生やインフラの途絶などの影響を病院に与えることが考えらる。

災害発生時は、迅速に病院内の被害状況や機器等の稼働状況を確認するとともに、市役所等と連携を取りながら災害の情報収集を行う。

病院内に次のような被害が発生し通常業務の遂行ができない場合は、「業務継続計画」に基づく事業の一部休止等を災害対策本部で検討する。

- ・地震や火災の発生により病院機能が著しく低下した場合
- ・地震等で断水が長期にわたる可能性がある場合
- ・下水道の復旧までは1か月程度見込まれる場合
- ・その他長期の停電などで災害対策本部が通常業務の維持が困難と判断した場合

第2節 火災発生時の対応

- ・火災の大小に関わらず必ず119番通報するとともに、迅速に初期消火を行う
- ・館内放送で来院者全体へ周知する
- ・入院患者及び来院者の避難誘導を行う
- ・災害対策本部を設置し、情報を集約する
- ・火災の大小に関わらず、災害対策本部は情報を集約し、報道対応の準備を行う
- ・各科の行動は「第6章各部・科・室アクションシート」に示す

第3節 地震発生時の対応

- ・上部からの落下物やキャビネットの転倒等から身を守る
- ・館内放送で地震発生のお知らせと安全確保を行う
- ・患者や来院者の安全確認し、負傷者発生時は応急手当や処置を優先
- ・病院に被害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、今後の対応を検討する
- ・火災が発生した場合は、余震に注意し初期消火と患者や来院者の避難誘導を行う
- ・スプリンクラー損傷による散水が発生した場合は、火災でないことを確認した後、レントゲン室前の消火ポンプ室のバルブを閉じる（「第7章 関連資料 8 スプリンクラーの停止方法」参照）
- ・各科は平時から什器の転倒防止処置を施し被害の軽減を図る
- ・各科の行動は「第6章 各部・科・室アクションシート」に示す

第4節 洪水・土砂災害発生時の対応

- ・災害対策本部を早期に立ち上げ、市災害対策本部との連絡調整を行い、気象情報など収集に努める
- ・災害発生危険性が高くなった場合は、外来の休診を検討し、来院者を早めに帰宅させる
- ・「要配慮者利用施設避難確保計画」による院内避難を検討する
- ・1階北側及び東側の入り口に土嚢などで浸水防止措置を行う（土嚢は消防署から）
- ・浸水や土砂の流入が発生した場合、状況によっては2階への垂直避難を検討する
- ・助産所とうみの避難受入れの準備をする

第5節 台風接近時の対応

台風は勢力や予想進路等が事前に公表されるため、特に休日や夜間は管理職と医療事務部での連絡体制を構築し、被害発生危険が迫った場合にはすぐに災害対策本部を立ち上げられるよう、フレキシブルに対応をしていく。

大雨等による浸水を想定し、検査機器等で移動ができるものについては、事前に2階に移動させ、屋外に出ている物品等は屋内に入れるか飛散防止を行う。

北側入り口2か所は事前に土嚢などで浸水防止措置を行う。

職員はTV等の台風情報に留意し、連絡が取れるように心掛ける。

第6節 大規模感染症発生時の対応

市内あるいは院内で大規模な感染症が発生した場合は、「東御市民病院感染対策マニュアル」に示された対応手順に従う。

第7節 停電の対応

- ・処置、検査途中の患者の安全を確保する
- ・外来、入院患者の安全を確保する
- ・エレベーターの閉じ込め事故が発生していないか確認（医事係）する
- ・停電による二次被害を軽減するため、放射線科や検査科等へ連絡する
- ・非常用発電で利用できる電源（赤コンセント）が限られるため各科で計画的に使用する

第8節 南海トラフ地震発生時の対応

東御市は南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村には含まれていないものの、南海トラフ地震が発生し浜岡原子力発電所に被害が及んだ場合、静岡県が作成した「浜岡原子力災害広域避難計画」では牧之原市（PAZ）の避難先2に指定されている。

その場合東御中央公園が避難経路所になっていることから、病院周辺の混雑や避難者

への医療支援が必要になることも想定される。

避難が行われる場合は、当院での災害対策本部を立ち上げ、市などからの情報を収集し対応を検討する。

第9節 電子カルテ障害の対応

- ・電子カルテ及び部門システムの異常を発見した職員は、速やかに問題や障害状況を医事係長に連絡する
- ・医事係は問題や障害等を確認しシステムベンダーに連絡する
- ・障害が発生した場合は、災害対策本部を立ち上げ今後の診療について検討する
- ・診療継続する場合は手書きカルテ（医事係で管理）や災害時専用カルテ（「第7章関連資料 2. 災害時専用カルテ」）で対応し、災害の状況により診療料金の後日支払いも検討する
- ・電子カルテへの入力ができない場合のレントゲン検査や血液検査等のオーダーは、手書きのオーダーシートを使用する

第10節 上下水道の途絶時の対応

- 1 上下水道の途絶時における共通対応
 - ・診療や検査への影響を各科で調査し災害対策本部に報告する
 - ・館内放送や表示などで、トイレ、洗面所の使用制限を周知する
 - ・災害対策本部は各科からの報告を基に、業務の継続について検討する
- 2 水道の断水
 - ・処置中の患者の安全を確保する
 - ・備蓄飲料水を計画的に使用する
 - ・市の備蓄飲料水や給水車による給水を依頼する
- 3 下水道の途絶
 - ・ディスポタイプ簡易トイレを調達（市総務課との調整）する
 - ・仮設トイレの設置について市総務課と調整する

第11節 帰宅困難者への対応

- ・市で開設した避難所（直近の東部中学校）への移動を促す
- ・移動手段のない高齢者等については、公用車での送迎も災害対策本部で検討する
- ・市の避難所開設が間に合わない場合は、帰宅困難者に対して飲料水、食事、毛布等の提供を行い、1階に専用の区画を設ける
- ・病院職員は、リハビリテーション室や厚生室等を利用する

第 1 2 節 医療を必要としない避難者への対応

病院を避難所にはしないよう、緊急的な医療を必要としない患者や家族の滞在ができるだけ短期間になるように帰宅や避難所への移動を促す。

第 1 3 節 通信網の確保

- ・ 災害対策本部は電話回線の優先的な復旧について市災害対策本部に依頼する
- ・ 緊急招集など職員間の連絡は電話以外の方法を事前に構築しておく
- ・ 院内での連絡はスマートフォンの利用を優先する
- ・ 電話不通時は、市災害対策本部とは防災行政無線機（2 台）を使用する
- ・ 今後、衛星電話の導入も検討する

第 1 4 節 問い合わせの対応

災害発生時は問い合わせが殺到するため、災害対策本部は公表する患者情報の範囲や公表の方法を決めておく。

電話での対応は窓口を一元化し（医事係対応）、災害対策本部の方針に沿った対応を行い、それぞれの対応について記録する。

報道機関からの問い合わせは、すべて災害対策本部とする。

第 1 5 節 国民保護法の緊急事態発生時の対応

東御市国民保護法に定める武力攻撃事態や緊急処理事態が発生した場合は、一時的な病院の閉鎖も考慮し、院内の患者及び職員の安全確保を最優先に対応する。

災害対策本部は市と連携を密にし、東御市国民保護計画に基づいた対応をとることとする。

第 1 6 節 消防用設備の作動時の対応

1 自動火災報知設備

- ・ 警報音が鳴った場合は受信機で場所を特定し、火災の事実を確認する
- ・ 火災の事実がある場合は 119 番通報するとともに、院内放送で周知を図る
- ・ 火災の発生事実がない場合の音響等の停止については、「第 7 章 関連資料 7 火災ではなかった場合の音響の停止、館内放送」を参照する

2 スプリンクラー設備

- ・ スプリンクラー設備は地震やヘッド部の破損などで作動してしまうことがあるため、火災ではない場合は、直ちに機械室のバルブを閉鎖して止める
- ・ バルブの閉鎖方法については、「第 7 章関連資料 8 スプリンクラーの停止方法」を参照する

第 17 節 患者避難対策

1 避難の決定について

患者の避難は災害対策本部が決定し、看護部長から各科に指示を出す。

ただし被災状況により危険が迫っている場合は、各部署の責任者の判断で避難を開始するとともに、災害対策本部に報告する。

2 避難方法

- (1) 水平避難・・・同一階の安全な場所への避難
- (2) 垂直避難・・・上下の階への避難（水害・土砂災害などは2階へ）
- (3) 屋外避難・・・屋外の駐車場や保健センターへの避難（火災の場合）
- (4) 立ち退き避難・・・病院機能が完全に失われる、あるいはその危険性がある場合、他施設への避難

3 避難経路について

避難経路は、被災状況に応じた安全と思われる経路で誘導する。

平時から職員は避難口や避難経路を確認し、廊下等には避難の妨げになるものを置かないように心掛ける。

第 18 節 エレベーターやトイレの確認

地震や停電の発災時、医事係はエレベーターの閉じ込め事故が発生していないか確認し、使用しないよう表示と院内放送を行う。

災害発生時、各科は緊急コール鳴動区域内のトイレ内での負傷者発生の有無を確認する。

休日または夜間の災害発生時、各階の勤務者がエレベーターやトイレの確認を行い、病棟看護リーダーに報告する。

第5章 災害発生下での業務（災害対策本部）

災害発生時の、各部・科長の主な業務は次に示す。

ただし災害時にはこれ以外の業務も多く発生するため、各部・科・室間での連絡を密に取って対応する必要がある。

また災害発生時の行動については次章「各部・科・室アクションシート」に示すとともに、各科で作成した手順書やマニュアルに基づき対応する。

1 災害対策本部長（院長）

- ・災害対策本部の立ち上げを宣言
- ・災害の内容、発生場所、規模等の情報を収集し、災害レベルの判定、方針の決定
- ・職員の緊急招集についての指示
- ・近隣医療機関や報道機発表の対応
- ・継続的な情報収集と災害対応全般の指揮
- ・一般外来診療の継続、縮小等の判断
- ・トリアージ実施者、補助者の指名
- ・患者避難の可否についての決定
- ・災害対応の終了宣言

2 副本部長（副院長）

- ・災害対策本部長の補佐
- ・診療部門の統括

3 総括、情報発出（事務長）

- ・災害対策本部の運営
- ・災害の規模や市内の被害状況の情報収集
- ・市災害対策本部との連絡調整

4 病棟患者総括（内科部長）

- ・一般外来診療体制の再編成
- ・病棟入院患者の管理全般
- ・被災傷病者の入院についての調整

5 救急医療対策委員会（副院長）

- ・緊急初療対応体制（トリアージエリア）の構築及び統括

- ・重症傷病者発生時の迅速な転院搬送
- ・可能な検査や薬剤等の情報を集約し、診療の再構築

6 診療支援統括（看護部長）

- ・各科の被害状況を取りまとめ災害対策本部に報告
 - ・看護師の招集、勤務体制の再構築を指示
 - ・中央材料室の管理
 - ・各部との連絡調整
- （1）病棟師長
- ・入院患者の安全確保
 - ・災害規模により病床を確保し必要物品の準備を指示
 - ・看護師の招集、勤務体制の再構築を指示
 - ・外来との連絡を密にし、入院が必要な傷病者情報収集
 - ・患者の傷病程度を考慮し、病室の確保・調整を指示
 - ・病棟看護師の過不足について定期的に「診療支援統括」に報告
- （2）外来師長
- ・外来患者及び家族の安全確保
 - ・緊急初療体制（トリアージエリア）の準備を指示
 - ・看護師の招集、勤務体制の再構築を指示
 - ・中央材料室への担当者配備と医療材料の管理
 - ・一般外来患者と家族への帰宅依頼を指示
 - ・病棟科との連絡調整
- （3）健康管理科長
- ・人間ドック等検診者の安全確保
 - ・看護師の招集、勤務体制の再構築を指示
 - ・検診等の継続の判断を「診療支援統括」と協議
 - ・病棟、外来科への応援

7 診療材料・物品統括（診療技術部長）

- ・各科の被害状況を取りまとめ
 - ・トリアージエリア設置の支援を指示
 - ・各科検査機器等の被害情報の確認
 - ・各検査継続の可否の取りまとめ災害対策本部へ報告
 - ・医療物品、備蓄食料、緊急持ち出し物品、患者搬送等の手配を指示
- （1）薬剤科長
- ・薬剤の在庫状況の確認を指示

- ・ 上田薬剤師会、業者との連絡調整
- (2) 栄養科長
 - ・ 給食の継続について契約業者との連絡調整
 - ・ 給食提供の可否を検討し診療技術部長に報告
 - ・ 給食提供数、食材確保の確認
 - ・ 患者、病院職員、帰宅困難者への食事提供を計画、指示
 - ・ 備蓄食料、飲料水の備蓄管理
- (3) 放射線技術科長
 - ・ 検査中の患者の安全確保
 - ・ 放射線機器の稼働状況を調査し診療技術部長または災害対策本部に報告
 - ・ 重症者の検査が優先になるよう診療部と調整
 - ・ 停電等による二次的被害の軽減対策
 - ・ 機器停止（MRI 等）に係る安全管理を指示
 - ・ 備蓄食料や緊急持ち出し物品などの搬送支援を指示
- (4) 検査科長
 - ・ 検査中の患者の安全確保
 - ・ 検査機器の稼働状況を調査し診療技術部長または災害対策本部に報告
 - ・ 重症者の検査が優先になるよう診療部と調整
 - ・ 外来科の支援
- (5) リハビリテーション科長
 - ・ 訓練中の患者の安全確保
 - ・ 訓練業務の中止について災害対策本部と検討
 - ・ 備蓄食料や緊急持ち出し物品などの搬送支援
- (6) 臨床工学科長
 - ・ 透析実施中の患者の安全確保
 - ・ 透析業務の中止について災害対策本部と検討
 - ・ 透析患者への連絡、他医療機関への受け入れ調整
 - ・ 病棟、外来の医療機器動作確認、点検
- (7) 視能訓練科長
 - ・ 診療または検査中の患者の安全確保
 - ・ 診療または検査業務の中止について災害対策本部と検討
 - ・ 備蓄食料や緊急持ち出し物品などの搬送支援

8 院内情報統括（医療事務部長）

- ・ 災害対策本部での記録、補助を指示
- ・ 院内被害の情報収集

- ・職員の招集取りまとめを指示
- ・通信手段の確保を指示
- ・施設関連業者との連絡調整を指示

(1) 庶務係

- ・市からの物品調達
- ・職員の勤務状況管理
- ・院内放送（地震、火災、停電、エレベータ使用禁止など）

(2) 医事係

- ・災害による傷病者情報の集計
- ・医療事務委託業者への招集を連絡（災害対策本部の指示）
- ・すべての窓口、電話対応
- ・電子カルテ使用不能時の手書きカルテの準備
- ・トリアージエリアでの患者情報の記録
- ・現金管理、会計処理
- ・病棟クラークの業務対応

9 地域連携室

- ・重症者転院搬送の連絡調整
- ・災害拠点病院、近隣医療機関との連絡調整
- ・DMAT 等医療支援組織との連絡調整窓口
- ・みまき温泉診療所の診療継続について災害対策本部の決定に従う

第6章 各部・科・室アクションシート

ここでは発生確率の高い地震と火災を中心に、災害発生初期の基本的行動を示す。
その他の災害発生時にも、原則これらの基本行動を基に活動する。

各科で作成してある詳細な手順書やマニュアルはここでは掲載しないが、科内職員全員に周知させ、災害時には効率的な対応ができるよう日頃から見直し等を行い整備することとする。

- ・ トリアージについては p.36 ～ 参照
- ・ 自動火災報知設備 出火場所の確認、119 番通報については p.44 ～ 参照
- ・ 自動火災報知設備 音響の停止、館内放送については p.47 ～ 参照
- ・ スプリンクラーの停止方法については p.50 ～ 参照

1 診療部

(1) 市内で大規模災害が発生した場合

- ・ 被災状況を速やかに掌握して緊急を要する場合は、災害対策本部に報告する
- ・ 各科の検査等の継続についての情報を集める
- ・ 災害対策本部と一般外来診療継続についての検討を行う
- ・ 多数の被災傷病者の対応が想定される場合、災害対策本部と協議し緊急初療体制（トリアージエリア設置など）の準備を始める
- ・ トリアージエリアのメンバーは災害対策本部の指示に従う
- ・ トリアージエリアは、原則病院正面玄関前あるいは透析室下の駐車場に設置する
- ・ トリアージ後の搬送場所への配置は、災害対策本部の指示により、担当医師が割り当てられる
- ・ 休日等で病院外の場合は、緊急招集や自主参集基準に基づいて参集する

(2) 地震が発生した場合

- ・ 診療中の患者や待ち合いの患者及び自分自身の安全を確保する
- ・ 揺れが収まった後、転倒物、落下物等に注意してけがをした患者や職員がいれば救出・応急手当を実施する
- ・ 一時的に診察を中断し、各部署の避難状況を確認し、災害対策本部に連絡する
- ・ 火災が発生した場合は初期消火と患者の避難誘導を行い、庶務係に報告する
- ・ 災害対策本部から避難の指示があった場合は、避難誘導を行う

(3) 火災が発生した場合

- ・ 自部署で火災が発生した場合は、診療・処置中の患者の安全を確保し、屋外への避難誘導を行う
- ・ 他部署からの出火の場合は、速やかに情報を収集し患者の避難を検討する

(4) 休日または夜間の災害発生

- ・ 常勤当直医は院内責任者になり、院内の患者、職員の安全を確認するとともにや被害状況を確認し、院長に報告する・非常勤当直医の場合は、常勤医師が到着するまでの間（緊急連絡網で集合）入院患者及び外来患者と職員の安全を確保すると共に被害状況を把握する
- ・ 災害対策本部が設置された以降は、その指示に従う

(5) 避難所への医療支援について

- ・ 市による避難所開設が長期（おおむね一週間以上）見込まれる場合、災害対策本部は避難所への医療支援を検討する
- ・ 災害対策本部は、派遣チームを編成し、市と連絡調整しながら避難所へ医療支援を行う
- ・ 派遣チームは、医師、看護師、保健師、薬剤師、事務などで編成する

(6) みまき温泉診療所の診察について

- ・ 原則、大規模災害発生時は診療を中止し、災害対策本部の指示により行動する
- ・ 洪水の危険性が高くなった場合は、直ちに診療を中止し、「**ケアポートみまき避難確保計画**」に基づく立ち退き避難を行う
- ・ 休診時間帯での災害発生時は、まず市民病院へ参集し、その後の診療再開等については災害対策本部の指示に従う

2 庶務係・医療安全管理係

(1) 市内で大規模災害が発生した場合（勤務時間内）

- ・災害対策本部設置の準備を始める
- ・市災害対策本部との連絡体制を構築し、情報の共有を図る

(2) 市内で大規模災害が発生した場合（休日または夜間）

- ・緊急招集又は自主参集基準の基づき病院に参集する
- ・災害対策本部設置の準備をするとともに、情報収集及び被害状況の確認を行う
- ・市災害対策本部との連絡体制を構築し、情報の共有を図る
- ・職員の緊急招集の手配

(3) 院内で災害による被害が発生した場合

- ・各科からの被害情報の取りまとめ
- ・館内放送を使った情報伝達
- ・災害対策本部で業務継続についての検討する
- ・関係機関との連絡調整を行う
- ・避難指示があった場合、施設や車両の鍵の持ち出し
- ・ホームページ等での情報公開

(4) 地震が発生した場合

- ・地震発生時は自身の安全の確保し、自部署の被害状況の確認を行う
- ・院内での火災発生の有無を確認する
- ・災害対策本部設置の準備をするとともに、院内の被害情報の収集を行う
- ・職員の緊急招集の手配する

(5) 火災が発生した場合

- ・自部署で火災が発生した場合は、事務室前の発信機ボタンを押し、消火活動を行うとともに、119番通報を行う
- ・自動火災報知設備が作動した場合は、事務室前の受信機で直ちに発生場所を確認し、火災の事実を確認する
- ・関係機関への連絡、報道対応
- ・火災の発生がなかった場合はその旨を館内放送を実施し、庶務係は消防設備点検業者に設備の点検を依頼する

(6) 自動火災報知設備での火災発生場所の確認、音響の停止方法

自動火災報知設備での火災発生場所の確認と、音響の停止方法については、
「第7章関係資料 6 自動火災報知設備 出火場所の確認、119番通報」及び
「第7章関係資料 7 火災ではなかった場合の音響の停止、館内放送」を参照。

(7) スプリンクラーの誤作動時

- ・ スプリンクラーが作動した場合は、場所を特定して火災の確認を行う
- ・ 地震などにより火災の発生がないにも関わらずスプリンクラーが作動した場合は、速やかに1階または2階消火ポンプ室の制御弁を閉じて水を止める
- ・ 停止後は受信機の音響も停止し、消防設備点検業者に設備の再点検を依頼する

3 医事係・診療情報管理係

(1) 市内で大規模災害が発生した場合（勤務時間内）

- ・ 庶務係と協力し災害対策本部設置の準備
- ・ 緊急初療体制の準備
- ・ すべての窓口、電話対応
- ・ 電子カルテ使用不能時の手書きカルテの準備
- ・ トリアージエリアでの患者情報を確認し記録する
- ・ 災害による傷病者情報を集計する
- ・ 医療事務委託業者の招集を連絡（災害対策本部の指示）
- ・ 現金の管理をし、避難指示があった場合は現金の持ち出し
- ・ 診療費支払いについては災害対策本部の指示で対応する
- ・ 休日または夜間の場合、緊急招集又は自主参集基準の基づき病院に参集する

(2) 地震が発生した場合

- ・ 地震発生時は自身の安全の確保し、自部署の被害状況の確認を行う
- ・ エレベーターの閉じ込め事故発生の確認、使用制限の表示と院内放送の実施
- ・ 会計前待合にいる患者の安全確認
- ・ 電子カルテや部門システムの動作を確認する
- ・ 電子カルテや部門システムに障害が発生した場合は手書きカルテを準備し、ベンダーへ連絡する

(3) 火災が発生した場合

- ・ 自部署で火災が発生した場合は、事務室前の発信機ボタンを押し、消火活動を行うとともに、119 番通報を行う
- ・ 自動火災報知設備が作動した場合は、直ちに発生場所を確認し、火災の事実を確認、火災の事実がある場合は消火及び 119 番通報を行う

4 医療業務委託業者

(1) 休日または夜間の火災対応・・・事務当直

- ・ 1階宿直室の火災・ガス漏れ表示機で火災発生場所を確認し、その場所で火災の事実があるか確認する
- ・ 出火場所が2階であれば内線（3511）へ連絡し、火災の確認を依頼する
- ・ 火災の場合は119番通報（赤電話横のボタン）する
- ・ 消火器などを使用し初期消火にあたる
- ・ 消火が不可能と判断した場合は、当直医師もしくは病棟看護師の指示により入院患者等の避難誘導を行う
- ・ 1階の来院者の有無、エレベーター閉じ込めの確認を行う

(2) 休日または夜間の自動火災報知設備の誤作動・・・事務当直

- ・ 1階宿直室の火災・ガス漏れ表示機で火災発生場所を確認し、その場所で火災の事実があるか確認する
- ・ 出火場所が2階であれば内線（3511）へ連絡し、火災の確認を依頼する
- ・ 火災の事実がなかった場合は、直ちに自動火災報知設備の音響を停止し、院内放送を行う

(3) 休日または夜間の地震発生・・・事務当直

- ・ 地震発生時は自身の安全の確保し、揺れが収まった後は、病棟夜勤リーダーと連絡を取りながら、1階の被害状況を確認する
- ・ 院内での火災発生の有無を確認する
- ・ 異常など発見した場合は、夜間リーダーに連絡する

(4) 平日の災害発生

- ・ 原則、各勤務部署のアクションシートに従い行動する

5 薬剤科

(1) 市内で大規模災害が発生した場合

- ・ 薬剤在庫量のチェックと不足薬品を把握する
- ・ 診療部との連携と調整し、緊急初療体制の薬剤の準備を行う
- ・ 上田薬剤師会（災害時応援協定）、卸業者との連絡体制を確認する
- ・ 休日等で病院外の場合は、緊急招集や自主参集基準に基づいて参集する

(2) 地震が発生した場合

- ・ 自身の安全の確保に努める
- ・ 自部署の人的被害、物的被害（建物・機器の破損、通電状況、水道など）を科長へ報告する
- ・ 科長は診療技術部長に報告し、その後の対応については災害対策本部の指示に従う
- ・ 薬剤在庫量のチェックと不足薬品の把握し、科長に報告する
- ・ 災害対策本部から避難指示があった場合、緊急持ち出し物品の屋外への移送する

(3) 火災が発生した場合

- ・ 自部署から出火した場合は、薬局前の発信機ボタンを押し、消火器で消火活動を行う
- ・ 他所からの出火の場合は、出火場所を確認し、消火活動や避難誘導に協力する
- ・ 災害対策本部から避難指示があった場合、緊急持ち出し物品を屋外へ移送する

6 栄養科

(1) 市内で大規模災害が発生した場合

- ・給食の継続的提供が可能か確認し食材を確保する
- ・備蓄食料や飲料水を確認し災害対策本部に報告する
- ・備蓄食料や飲料水の運搬方法、経路について診療技術部長と検討する
- ・休日等で病院外の場合は、緊急招集や自主参集基準に基づいて参集する

(2) 地震が発生した場合

- ・自分自身の安全を確保する（特に落下物に注意）
- ・二次災害（特に火災）の発生を防止するための必要な処置を行う
- ・火災が発生した場合は初期消火を行い、庶務係に報告する
- ・電源、水道などの配管の点検及び使用可否を確認する
- ・自部署の人的被害、物的被害（建物・機器の破損、通電状況、水道など）を診療技術部長に報告し、その後の対応については災害対策本部の指示で行動する
- ・災害対策本部からの避難指示があった場合、緊急持ち出し物品の屋外へ移送する

(3) 火災が発生した場合

- ・自部署から火災が発生した場合は、栄養科入り口の発信機ボタンを押し、消火器で消火活動を行う
- ・各設備の電源を切る
- ・被害状況（人的被害、物的被害）を災害対策本部に報告する
- ・他所からの出火の場合は、出火場所を確認し、消火活動や避難誘導に協力する
- ・災害対策本部からの避難指示があった場合、緊急持ち出し物品を屋外へ移送する

(4) 給食業務委託業者の対応

- ・平時から物資の備蓄、連絡網の整備、設備のメンテナンスを行う
- ・喫食対象者への食事提供、正常な運営への復帰を行う

7 放射線技術科

(1) 市内で大規模災害が発生した場合

- ・災害対策本部または診療技術部長の指示で緊急初療体制の準備を行う
- ・休日等で病院外の場合は、緊急招集や自主参集基準に基づいて参集する

(2) 地震が発生した場合

- ・検査中の患者は撮影台から降ろし転倒・落下物等に注意する
- ・揺れが収まった後、余震に注意してけがをした患者、職員がいれば救出・応急手当を実施し、患者を安全な場所に避難させる
- ・二次被害（特に火災）の発生を防止するために装置の電源を切るなどの対策を行う
- ・火災が発生した場合は初期消火と患者の避難誘導を行い、庶務係に報告する
- ・自部署の人的被害、物的被害（建物・機器の破損、通電状況、水道など）を科長から診療技術部長に報告し、その後の対応については災害対策本部の指示で行動する

(3) 火災が発生した場合

- ・自部署から出火した場合は、消火ポンプ室または検査室前の発信機ボタンを押し消火器で消火活動を行う
- ・二酸化炭素消火器使用の場合は必ず部屋のドアを開放し、患者を外に出してから使用する
- ・撮影中の場合は撮影を中止し、患者の安全を確保する
- ・機器の電源を切る
- ・被害状況を診療技術部長に報告し、その後の対応については災害対策本部の指示で行動する
- ・他所からの出火の場合は、撮影中の患者の避難を行った後に、消火活動や避難誘導に協力する

(4) 停電時の対応

- ・緊急時にはポータブル X 線撮影機を使用し撮影を行う
- ・MRI の安全（手順書を作成し科内で周知する）を確保する
- ・非常用電源で稼働できる機器（FPD 画像処理本体、PACS）を確認する
- ・可能な撮影について診療部と庶務係に連絡し情報の共有を図る

8 検査科

(1) 市内で大規模災害が発生した場合

- ・業務の継続について、災害対策本部または診療技術部長の指示を受ける
- ・災害対策本部から業務中止の指示があった場合は、患者を安全な場所に避難させ一般業務を中止し、「**業務継続計画**」の災害応急対策業務を行う
- ・休日、夜間等で病院外の場合は、緊急招集や自主参集基準に基づいて参集する

(2) 地震が発生した場合

- ・検査中の患者や検査待ちの患者及び自分自身の安全を確保する
- ・揺れが収まった後、転倒物、落下物等に注意してけがをした患者、職員がいれば救出・応急手当を実施する
- ・災害対策本部から避難の指示があった場合は避難誘導を行う
- ・検査中のものは直ちに中止し電源を切る
- ・火災が発生した場合は初期消火と患者の避難誘導を行い、庶務係に報告する
- ・検査室の人的被害、物的被害（建物・機器の破損、通電状況、水道など）を科長から診療技術部長に報告し、その後の対応については災害対策本部の指示で行動する
- ・災害対策本部からの避難指示があった場合、緊急持ち出し物品の屋外への移送

(3) 火災が発生した場合

- ・自部署から出火した場合は、検査室前または生理機能検査室入り口の発信機ボタンを押し、消火器で消火活動を行う
- ・検査中の患者は検査を中断し、安全な場所に避難させる
- ・二酸化炭素消火器使用の場合は必ず部屋のドアを開放し、患者を外に出してから使用する
- ・被害状況を診療技術部長に報告し、その後の対応については災害対策本部の指示で行動する
- ・他所からの出火の場合は、検査中の患者の避難を行った後に、消火活動や避難誘導に協力する
- ・災害対策本部からの避難指示があった場合、緊急持ち出し物品を屋外へ移送する

(4) 洪水や土砂災害が発生した場合

検査室前の土手の漏水状況を確認し、危険性が増した場合は科長の判断で、透析室休憩室へ持ち出し可能な機器や検体を搬送するとともに、診療技術部長に報告する

9 リハビリテーション科

(1) 市内で大規模災害が発生した場合

- ・訓練の継続について、災害対策本部または診療技術部長の指示を受ける
- ・災害対策本部から業務中止の指示があった場合は、患者を安全な場所に避難させ一般業務を中止し、「**業務継続計画**」の災害応急対策業務を行う
- ・休日、夜間等で病院外の場合は、緊急招集や自主参集基準に基づいて参集する

(2) 地震が発生した場合

- ・訓練中の患者や訓練待ちの患者及び自分自身の安全を確保する
- ・揺れが収まった後、転倒物、落下物等に注意してけがをした患者、職員がいれば救出・応急手当を実施する
- ・災害対策本部から避難の指示があった場合は避難誘導を行う
- ・火災が発生した場合は初期消火を行い、庶務係に報告する
- ・リハビリ室の人的被害、物的被害（建物・器具の破損、通電状況、水道など）を科長から診療技術部長に報告し、その後の対応については災害対策本部の指示で行動する

(3) 火災が発生した場合

- ・自部署から出火した場合は、薬局カウンター前の発信機ボタンを押し、消火器で消火活動を行う
- ・訓練中の患者は訓練を中断し、安全な場所に避難させる
- ・被害状況を診療技術部長に報告し、その後の対応については災害対策本部の指示で行動する
- ・他所からの出火の場合は、訓練中の患者の避難を行った後に、消火活動や避難誘導に協力する

10 透析室・臨床工学科

(1) 市内で大規模災害が発生した場合

- ・透析の継続や中断について災害対策本部と検討する
- ・災害対策本部から業務中止の指示があった場合は、患者を安全な場所に避難させ一般業務を中止し、「業務継続計画」の災害応急対策業務を行う
- ・時間外の災害発生の場合、透析患者の安否確認
- ・透析業務中止の場合、受け入れ先の確保、患者への連絡を行う
- ・休日、夜間等で病院外の場合は、緊急招集や自主参集基準に基づいて参集する

(2) 地震が発生した場合

- ・透析中の患者や自分自身の安全を確保する
- ・揺れが収まった後、転倒物、落下物等に注意してけがをした患者や職員がいれば救出・応急手当を実施する
- ・災害対策本部から避難の指示があった場合は透析を中止し、避難誘導を行う
- ・火災が発生した場合は初期消火を行い、庶務係に報告する
- ・透析室の人的被害、物的被害（建物・器具の破損、通電状況、水道など）を科長から診療技術部長に報告し、その後の対応については災害対策本部の指示で行動する
- ・医療機器室の被害状況の把握する
- ・病棟、外来の医療機器の被災状況を確認する
- ・下水道の使用制限について情報収集する

(3) 火災が発生した場合

- ・自部署から出火した場合は、透析室入り口の発信機ボタンを押し、消火器で初期消火を行う
- ・状況により透析中の患者を屋外へ避難誘導する
- ・被害状況を診療技術部長に報告し、その後の対応については災害対策本部の指示で行動する
- ・他所からの出火の場合は、状況を確認し透析の中止を判断し、避難誘導を行う

(4) 洪水や土砂災害が発生した場合

透析室階下にある人工透析 **ph** 自動中和装置の作動を確認し、機能が停止している場合は今後の透析中止も検討する。

1 1 視能訓練科

(1) 市内で大規模災害が発生した場合

- ・診療の中止について、医師または災害対策本部の指示を受ける
- ・災害対策本部から業務中止の指示があった場合は、患者を安全な場所に避難させ一般診療を中止し、「**業務継続計画**」の災害応急対策業務を行う
- ・休日、夜間等で病院外の場合は、緊急招集や自主参集基準に基づいて参集する

(2) 地震が発生した場合

- ・診療及び検査中の患者や自分自身の安全を確保する
- ・揺れが収まった後、転倒物、落下物等に注意して負傷した患者や職員がいれば救出・応急手当を実施する
- ・避難の指示があった場合は外来担当職員とともに避難誘導を行う
- ・人的被害、物的被害（建物・器具の破損、通電状況、水道など）を科長から診療技術部長に報告し、その後の対応については災害対策本部の指示で行動する

(3) 火災が発生した場合

- ・自部署から出火した場合は、外来問診室の壁にある発信機ボタンを押し、消火器で初期消火を行う
- ・室内の患者を屋外へ避難誘導する
- ・被害状況を診療技術部長に報告し、その後の対応については災害対策本部の指示で行動する
- ・他所からの出火の場合は、診療及び検査中の患者の避難を行った後に、消火活動や避難誘導に協力する

(4) 手術中の対応

- ・術中患者の安全確保を最優先とする
- ・外来の視能訓練士は災害状況を収集しオペ室に伝え、医師は手術の中断・継続を判断する
- ・避難時は車いす等を使用し、安全確保を図る

1 2 看護部 病棟・外来共通

(1) 市内で大規模災害が発生した場合

- ・災害対策本部からの指示により、緊急初療体制（トリアージエリア、病床確保）の準備や病室の調整を行う
- ・休日等で病院外の場合は、緊急招集や自主参集基準に基づいて参集する
- ・災害規模により看護師の緊急招集の準備及び連絡、勤務体制の再構築を行う

(2) 地震が発生した場合

- ・地震が発生した時は、落ち着いてまず自身の安全確保に努める
- ・揺れが収まったら患者の安全を確かめる
- ・負傷者が発生した場合は、必要な応急処置等を実施する
- ・患者に正確な情報を伝達し、混乱防止に努める
- ・被害状況（モニター等の医療機器や点滴等の転倒・落下の有無、チューブ・ドレーン類の異常の有無など）を確認し、担当医師及び看護部長に報告、処置を行う
- ・火災の発生、給湯器や水道水の噴出の有無を確認する
- ・通路を片付け避難通路を確保する
- ・身障者トイレなど自動ドアを使用した部屋の人員確認
- ・医師や看護師と共に、その他の職員の応援を得て、患者の安全確保、避難誘導、治療継続等に協力する
- ・看護師長は、応援が必要な場合は看護部長に応援依頼する
- ・災害対策本部より他部門への応援要請があった場合は、協力体制を取る

(3) 火災が発生した場合

- ・自部署で火災を発見した場合は周囲に知らせ、手分けして付近の発信機ボタンを押し、消火器で初期消火を行い、火災の大小に関わらず、付近の自動火災通報ボタンで 119 番通報を行う
- ・患者の避難は看護部長が各師長に指示する
- ・患者避難の指示があった場合、外来では診察中及び処置中の患者を処置を中断し、外来待合の来院者とともに屋外に避難させる
- ・病棟は避難経路を確認後、自立歩行できる者から屋外に避難させ、歩行困難者については車いすやベッドで屋外に避難させる
- ・病棟の避難誘導の人手が足りない場合は、病棟師長から看護部長に協力要請を行う

13 病棟科

(1) 平日の火災発生

- ・2階で出火した場合は、203号室前、225号室前、228号室前もしくはスタッフステーションにある発信機ボタンを押し、消火器で初期消火を行うとともにスタッフステーションの自動火災通報ボタンで119番通報を行う(火災の大小に関わらず)
- ・出火場所近くの入院患者をできるだけ遠くに避難させる(場合によってはベッド移動)
- ・煙が充満している場合は排煙を行う(デイルーム3カ所、230号室前1カ所)
- ・病棟師長は被害状況を看護部長に報告し、その後の対応については看護部長または災害対策本部の指示で行動する
- ・2階で自動火災報知設備の警報が鳴動している場合は、場所を特定し、火災発生の有無を確認し、火災の場合は手分けし119番通報と初期消火を行う
- ・他所で火災が発生した場合は、火災の状況を確認し、すぐに避難誘導できるような準備を行う

(2) 休日及び夜間の地震発生

- ・外来当直看護師、事務当直者(医療事務委託業者)と連絡を取りながら、負傷者が発生した場合は救助や応急手当を最優先に行う
- ・他職員が参集するまでの間、院内にいる職員で消火活動や全部屋の被害状況の確認を行う
- ・職員の参集ができ次第、速やかに平日体制に準じた体制へ移行する

(3) 休日及び夜間の火災発生

- ・病棟から出火した場合は、203号室前、225号室前、228号室前もしくはスタッフステーションにある発信機ボタンを押し、消火器で初期消火を行う
- ・火災の大小に関わらず、スタッフステーションの自動火災通報ボタンで119番通報を行う
- ・出火場所からできるだけ離れた場所にベッド移動させ、必要により福祉センター側または1階から安全な場所に避難させる
- ・火災報知機が作動した場合、スタッフステーションの受信機で火災場所を確認し、2階の場合は直ちに火災の確認し、火災の場合は手分けし119番通報と初期消火を行う
- ・初期消火ができない場合は、入院患者の避難誘導を最優先に行う
- ・小規模な火災の場合は、火災発生場所近くの患者を離れた部屋に移動させる
- ・手分けしてトイレや各部屋に逃げ遅れがないことを確認する

- ・煙が充満している場合は排煙を行う（デイルーム3カ所、230号室前1カ所）

（4）夜間リーダーの役割

- ・災害等の情報収集
- ・病棟師長と医療事務部長への状況報告

14 外来科

(1) 平日の火災発生

- ・外来から出火した場合、問診室前もしくは救急診療室前にある発信機ボタンを押し、消火器で初期消火を行う
- ・一時診療を中止し、診療中の患者及び待合の患者等を屋外に避難誘導する
- ・外来師長は被害状況を看護部長に報告し、その後の対応については災害対策本部の指示で行動する
- ・他所からの出火の場合は、状況を確認し、必要に応じ患者の避難誘導を行う

(2) 休日及び夜間の地震発生（外来当直）

- ・院内にいる職員で病院内での火災発生や全部屋の被害状況の確認を行い、状況を外来師長または看護部長に報告する
- ・火災発生の場合は下記の通り、通報・119番通報等を行う
- ・災害対策本部の緊急招集が行われた場合は、参集した職員とともに緊急初療体制（トリアージエリア等）構築の準備を進める

(3) 休日及び夜間の火災発生（外来当直）

- ・1階で火災を発見した場合は、近くの発信機ボタンを押し、当直医師、夜勤看護師、事務当直と連絡を取りながら消火器で初期消火を行い、宿直室の自動火災通報ボタンでの119番通報を行う
- ・初期消火がうまくいかない場合は、1階の来院者及び2階の入院患者の避難誘導を最優先にする
- ・火災報知機が作動した場合は、事務当直者（医療事務委託業者）は当直室の受信機で火災場所を確認し、夜勤リーダーへ連絡するとともに、火災場所の確認を行う
- ・火災が確認された場合は、119番通報を行うとともに当直医師へ連絡を入れ、当直医・看護師とともに初期消火にあたる
- ・火災が確認できない場合は自動火災報知設備の音響を停止させる
- ・当直看護師は、外来師長に状況を報告する
- ・病棟で火災が発生した場合は、入院患者の避難誘導に協力する
- ・初期消火ができない場合は、入院患者の避難誘導を最優先に行う
- ・小規模な火災の場合は、ベットごと火災発生場所から離れた部屋に移動させる
- ・当直看護師は病棟夜勤リーダーと連絡を密にし、火災の状況などを外来師長に報告する

15 健康管理科

(1) 市内で大規模災害が発生した場合

- ・人間ドックや健診等の中止について、災害対策本部または医師の指示を受ける
- ・災害対策本部から業務中止の指示があった場合は、受診者を安全な場所に避難させる
- ・休日、夜間等で病院外の場合は、緊急招集や自主参集基準に基づいて参集する

(2) 地震が発生した場合

- ・人間ドックや健診受診者、自分自身の安全を確保する
- ・揺れが収まった後、転倒物、落下物等に注意して負傷した患者や職員がいれば救出・応急手当を実施する
- ・避難の指示があった場合は受診者の避難誘導を行う
- ・人的被害、物的被害（建物・器具の破損、通電状況、水道など）を科長から看護部長に報告し、その後の対応については災害対策本部の指示で行動する

(3) 火災が発生した場合

- ・自部署から出火した場合は、検査室前もしくは婦人科前の壁にある発信機ボタンを押し、消火器で初期消火を行う
- ・室内の受診者を屋外へ避難誘導する
- ・被害状況を看護部長に報告し、その後の対応については災害対策本部の指示で行動する
- ・他所からの出火の場合は、受診者の避難を行った後に、消火活動や外来患者の避難誘導に協力する

16 地域連携室

(1) 市内で大規模災害が発生した場合

- ・災害の規模や被害情報を収集し、近隣医療機関等との連携をとる
- ・災害対策本部からの指示があった場合は緊急初療体制の支援を行う
- ・重症者等の転院搬送などの連絡調整を行う
- ・みまき温泉診療所の診療継続については災害対策本部と協議し決定する

(2) 地震が発生した場合

- ・揺れが収まった後、転倒物、落下物等に注意してけがをした患者や職員がいれば救出・応急手当を実施する
- ・災害対策本部から避難の指示があった場合は、外来の避難誘導に協力する
- ・火災が発生した場合は初期消火を行い、庶務係に報告する
- ・人的被害、物的被害（建物・器具の破損、通電状況、水道など）を師長から地域医療部長及び看護部長に報告し、その後の対応については災害対策本部の指示で行動する
- ・みまき温泉診療所の被害等を災害対策本部に報告、その後の診療に関しては災害対策本部の決定に従う

(3) 火災が発生した場合

- ・自部署から出火した場合は、薬局カウンター横の発信機ボタンを押し、消火器で消火活動を行う
- ・人的被害、物的被害（建物・器具の破損、通電状況、水道など）を師長から地域医療部長及び看護部長に報告し、その後の対応については災害対策本部の指示で行動する
- ・他所からの出火の場合は、消火活動や避難誘導に協力する

(4) 電話回線が不通になった場合

現在関係機関との連絡は電話がメインになっているため、今後は他の方法での連絡体制も構築しておく。

第7章 関連資料

1 トリアージ

(1) 基本的な考え方

病院は、災害時に必要な医療機能を確保し、負傷者への応急処置などを実施することが求められているが、特に多数の負傷者がいる場合は、トリアージが重要となる。

トリアージとは、大災害という特殊な状況下で限られた医療資源を用い多数の負傷者に最善の医療を提供するために、医学的緊急度と重症度から傷病者の治療や搬送の優先順位を決定することである。

トリアージ実施者は、医学的緊急度と重症度を短期に判断する必要があり、その後治療する職員はトリアージの結果に基づき、迅速かつ適切な対応を求められる。

(2) トリアージエリアの設置

- ・ トリアージの実施場所は、病院正面玄関付近とする
- ・ 発災の季節、時間帯、気象状況によっては、屋内「ひまわりプラザ」辺り周辺でトリアージの実施場所を設ける
- ・ 発熱者は救急入り口で発熱症検査を実施する
- ・ 処置エリアは、「(4) トリアージエリアの一例」を参考に、玄関から向かって右に軽症者（緑）、左が中等症（黄）、重症者（赤）とする
- ・ 医事係はトリアージ実施場所と軽症者の処置エリアに人員を配置する
- ・ 中等症、重症者エリアの医療事務は DA が担当する
- ・ 平時から処置に必要な救急カートを整備し、各処置エリアに配置する

(3) トリアージの実施

- ① 来院者に対してトリアージを開始する
- ② トリアージ実施者は、治療に参加せず専任でトリアージを行う
- ③ 傷病者1人当たりのトリアージ所要時間は、数分以内とする
- ④ トリアージの結果は、必ずトリアージタックに記載する
- ⑤ トリアージは、1回だけで終わるのではなく時間の経過に従い、必要に応じて繰り返し行う
- ⑥ 傷病者の重傷度は、トリアージカテゴリーの4段階に分類する

(4) トリアージカテゴリー

順位	分類	識別色	傷病状態及び病態	具体的事例
第1順位		赤色 (Ⅰ)		気道閉塞、呼吸困難、意識障害、多発外傷、ショック、多量の外出血、血気胸、胸部開放創、腹腔内出血、腹膜炎、広範囲熱傷、気道熱傷、クラッシュシンдрーム、多発骨折など
第2順位	待機的治療群 (中等症群)	黄色 (Ⅱ)	a. 多少治療の時間が遅れても生命には危険がないもの b. 基本的には、バイタルサインが安定しているもの	全身状態が比較的安定しているが、入院を要する以下の傷病者 脊髄損傷、四肢長管骨骨折、脱臼、中等度熱傷など
第3順位	保留群 (軽症群)	緑色 (Ⅲ)	上記以外の軽易な傷病ではほとんど専門医の治療を必要としないものなど	外来処置が可能な以下の傷病者 四肢骨折、脱臼、打撲、ねんざ、擦過傷、小さな切創及び挫傷、軽度熱傷、過換気症候群など
第4順位	死亡群	黒 (Ⅳ)	すでに死亡しているもの、または明らかに即死状態であり、心肺蘇生を施しても蘇生の可能性がないもの	圧迫、窒息、高度脳損傷、高位脊髄損傷、心大血管損傷、内臓破裂等により心肺停止状態の傷病者

(5) 人員配置

- ・ トリアージ実施者・・・・・・災害対策本部から指名された医師1名（副院長）
- ・ トリアージ補助者・・・・・・
外来看護師2～3名（診療の補助、トリアージタグへの記載）
医療事務2名（受け付け、患者基準票作成、患者の誘導）

分類	識別色	エリア	担当職員
最優先治療群 (重症群)	赤色 (Ⅰ)	救急処置室 整形外科待合付近	医師 2 名 看護師 3 ～ 4 名 技術部門 2 ～ 3 名、事務員 1 ～ 2 名
待機の治療群 (中等症群)	黄色 (Ⅱ)	内科外来、外来待 合付近	医師 2 名 看護師 3 ～ 4 名 技術部門 2 ～ 3 名、事務員 1 ～ 2 名
保留群 (軽症群)	緑色 (Ⅲ)	会計からドック前 廊下 (イス使用)	医師 1 名 看護師 3 ～ 5 名 技術部門 2 ～ 3 名、事務員 3 ～ 4 名
死亡群 *	黒 (Ⅳ)	霊安室 (発熱者処置室)	医師 1 名 看護師 1 名, 事務員 1 名

病院正面玄関から右側が軽症群の動線、左側を中等症以上の動線とする。

軽症者の帰宅通路は、薬局横の助産所への通路を使用する。

災害の規模により搬送場所と患者導線は災害対策本部が決定する。

* 災害による院内での死者については、市災害対策本部や警察と協議し、遺体の安置場所へ移送する。

(6) 搬出先と再トリアージ

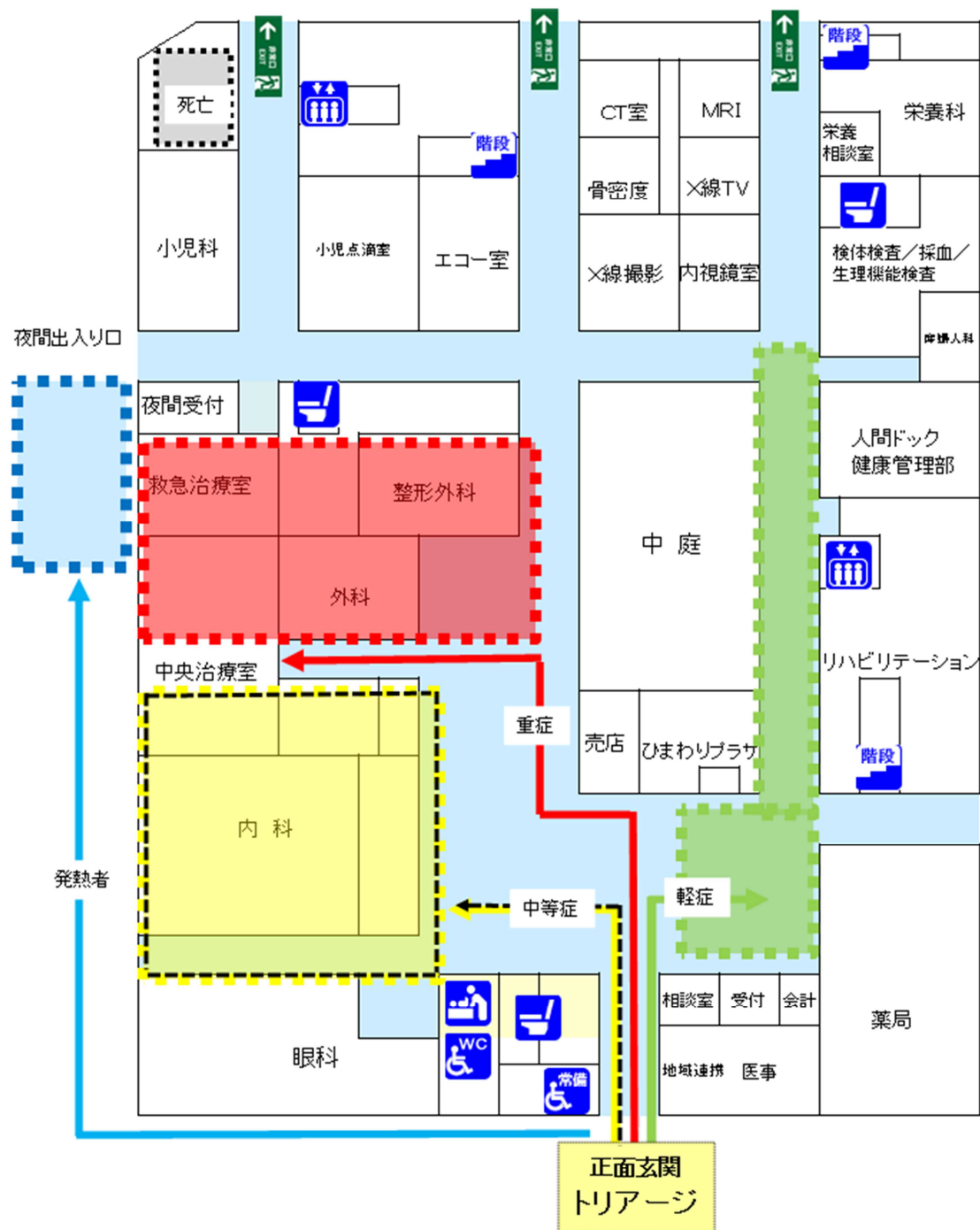
医学的緊急度と重症度からトリアージを行った後、治療エリアに移動する。

移動先(治療エリア)は次の「(7) トリアージエリアの一例」を基本にするが、トリアージ実施場所の決定や傷病者の人数等により変動するため、最終的な搬送経路や治療場所は災害対策本部が決定する。

またトリアージは、1回で終わるのではなく、各治療場所でも必要に応じて実施する。その場合、トリアージタグ記載内容の変更は二重線で訂正してその上に記載する。

発熱者についてはトリアージ実施場所でタグ付けの後、通常と同じく夜間出入り口で検査等を行った後、発熱外来で治療を行う。

(7) トリアージエリアの一例



- ・災害の規模や当日の気象などによりトリアージ実施場所を検討する
- ・それぞれの処置エリアも傷病者数により流動的に対応する

2 災害時専用カルテ

ID

氏 名

様

生年月日

性 别 男 · 女

T · S · H · R

トリアージ区分 赤 ・ 黄 ・ 緑

(JCS) 時 分BP / 、HR 、SpO2 %

時 分BP / 、HR 、SpO2 %

挿管チューブ Fr cm固定

血管確保	G (部位)	
------	--------	--

G (部位)

尿道力テーテル Fr cm固定

FAST(エコー) その他処置

所持品

衣類・靴・時計・眼鏡・義歯・その他

()

所持品所在 $\Rightarrow$ () $\wedge$

診察經過

アレルギー

□ 採血・尿

$\square$ X-P

頭部 · 胸部 · ()

□ 心電図

3 被害状況報告書(職場点検チェック表)

		科	
報告日	年	月	日
報告者			
主な被害状況			
火災	無 ・ 有 ()		
壁床の破損	無 ・ 有 ()		
天井崩落	無 ・ 有 ()		
ガラス破損	無 ・ 有 ()		
家具の転倒	無 ・ 有 ()		
医療機器の倒壊	無 ・ 有 ()		
※被害がある場合は、()内に具体的に記載			
電気	通電 ・ 停電 ・ 自家発電(赤コンセントのみ通電)		
酸素 ポンペ	使用可 ・ 使用不可 ・ 漏れ()		
酸素 中央配管	使用可 ・ 使用不可 ・ 漏れ()		
吸引 携帯	使用可 ・ 使用不可		
吸引 中央配管	使用可 ・ 使用不可		
水道	通水 ・ 断水 ・ 漏水()		
トイレ	使用可 ・ 使用不可		
電話回線	使用可能 ・ 不通 ・ ()		

4 被害状況報告書(負傷者記録)

科		
報告日	年 月 日	
報告者		
主な負傷者発生状況		
患者・家族等	軽症	名
	中等症	名
	重症	名
	死亡	名
	行方不明	名
職員	軽症	名
	中等症	名
	重症	名
	死亡	名
	行方不明	名
	現在の勤務者数	名

5 緊急持ち出し物品一覧表

部署	責任者	災害時の持ち出し物品	備 考
医局	副院長	無し	
庶務係	庶務係長	職員連絡先一覧、施設及び公用車の鍵	
医事係	医事係長	金庫(必要なものを手提げ金庫に入れる)	
薬剤科	薬局長	麻薬、血液製剤、帳簿、災害時救急医薬品、材料	段ボールに入れて
栄養管理室	栄養科長	備蓄食品一式、災害用調理器具類一式、個人別食事表(患者一覧表)、災害対策マニュアル(災害時献立表、業者等の連絡先、職員連絡網等の記載含む)、ヘッドライト	・浸水による停電も想定 ・備蓄食品は平常時から2階以上で保管することが望ましい(備蓄食品の総量は2畳分程度)
放射線科	放射線科長	無し	
検査科	検査科長	◎病理・細胞診検体 / 血液製剤(クロス済) ◎試薬在庫表 ◎富士ドライケム7000Z ◎保冷箱1、ドライケムスライド(スライドケース2つ)、参照液 ◎H-FABT・トロポニンT ◎緊急持ち出し物品 ドライケム、ブレインチューブ 1袋、ドライケムオートチップ 1箱、スポイト 1袋、延長コード(コンセント 3口以上)、パラフィルム	・電源があることを前提に、3日分の病棟患者対応を想定 ・機器1台は持参、その他は段ボールに入れる(1箱)
リハビリ	診療技術部長	無し	
透析室	臨床工学科長	無し	
視能訓練科	視能訓練科長	無し	
看護部長室	看護部長	無し	
病棟	看護師長	病棟マップ、管理日誌	
外来	看護師長	無し	
眼科	眼科科長	眼科用ノートPC(眼科ファイリング)	
健康管理室	健康管理科長	無し	部署内垂直避難で対応
地域連携室	看護師長	無し	

6 自動火災報知設備 出火場所の確認、119 番通報

(1) 出火個所の確認

下記の三か所のモニターで出火個所の確認が可能。

モニターで特定後、その場所で火災の事実があるか確認する。

(2) モニターの場所

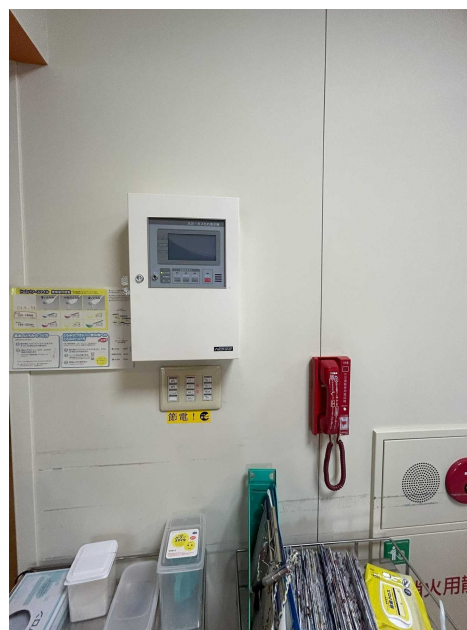
・透析室入り口



・宿直室



・2 階スタッフステーション



(3) 発生場所の確認方法

・透析室入り口



・2階スタッフステーション、1階宿直室



(4) 119 番通報の方法

- 119 番通報用の装置（赤電話）は透析室前、2 階スタッフステーション、1 階宿直室に設置されている
- 赤電話機横のボタン①を押すと、自動的に施設名や住所など 119 番通報される（下の写真は透析室前、上下どちらのボタン①でも同じく通報できる）
- 119 番からの折り返し電話があった場合、この赤電話機②で対応する



①自動火災通報ボタン

②受話器

(③自動通報中の割り込みボタン)

(通報中に白いボタン③を押すと、119 番通信員と直接会話も可能)

7 火災ではなかった場合の音響の停止、館内放送

(1) 音響の停止

音響の停止は、透析室入り口の複合火災受信機のみで停止する



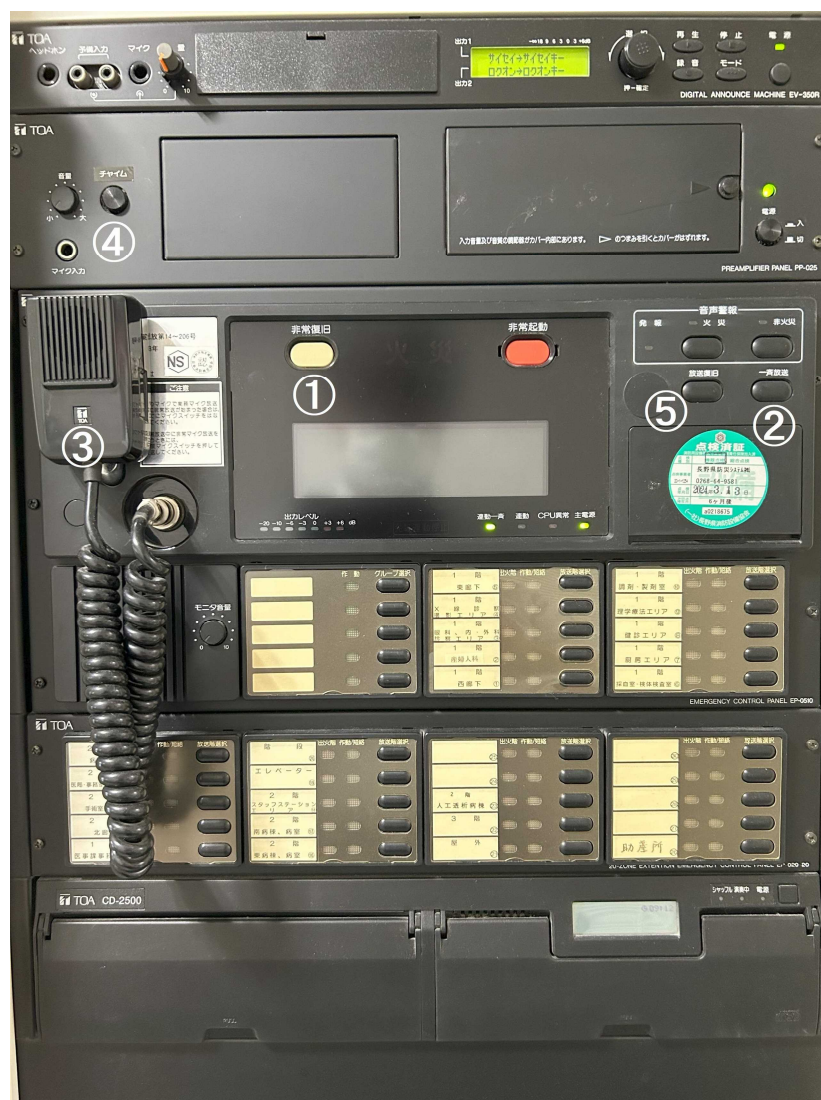
- ・①の「音響ボタン」を押す
- ・②の前扉を下に開ける
- ・③から⑥の赤いボタンを押す
- ・最後に⑦の白い「復旧」ボタンを押す

(2) 非火災の館内放送 自動音声を使う場合



- ・①の「非火災」ボタンを押す（自動で非火災の音声流れる）
- ・②の「非常復旧」ボタンを押す

(3) 非火災の館内放送 肉声での放送をする場合



- ・①「非常復旧」ボタンを押す
- ・②「一斉放送」ボタンを押す
- ・③マイクを持ち、④「チャイム」ボタン押してから、マイクのボタンを押しながら話す
- ・放送が終わったら、もう一度④「チャイム」ボタン押してから、⑤「放送復旧」ボタンを押して終了

8 スプリンクラーの停止方法

地震などで、火災の発生がないにも関わらずスプリンクラーが作動した場合は、受信機では停止することができないので、1階及び2階の「消火ポンプ室」のバルブを閉めて停止させる。

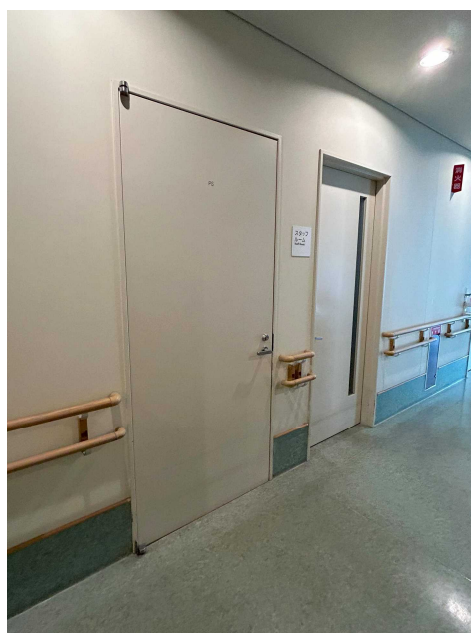
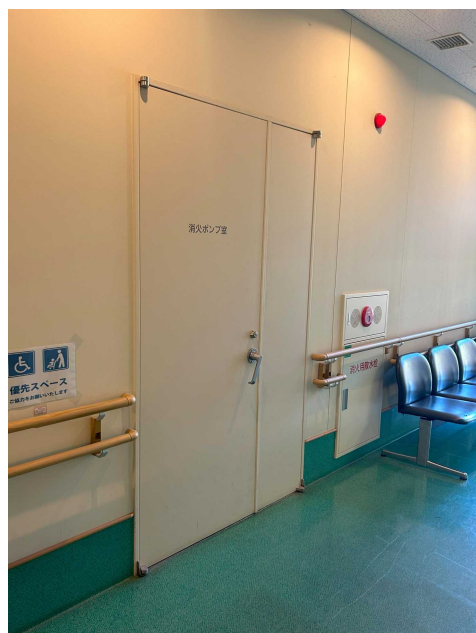
スプリンクラーは階ごとに制御されているので、停止する場合は放水されている階のバルブを閉める必要がある。

放水が始まった場合は、火災の確認をし火災の事実がない場合は速やかに庶務係に連絡する。

夜間休日等で庶務係が不在の場合は、火災の事実がないことを確認した上で、マスターキーでドアを開けバルブを閉めて停止させる。

(1) 停止バルブの場所

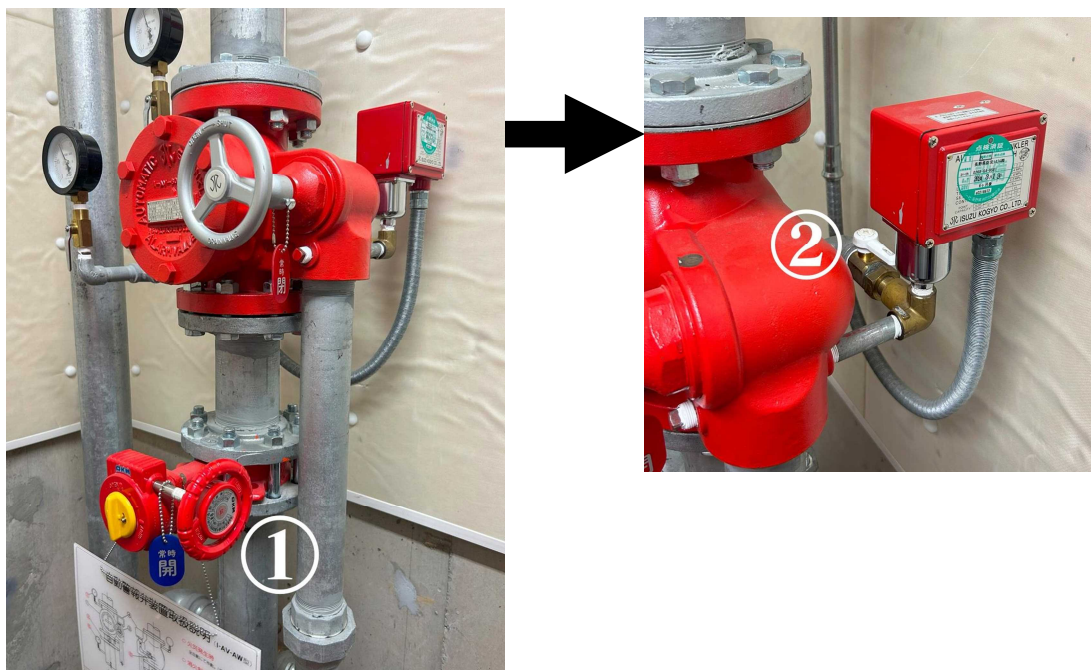
- ・ スプリンクラーの停止は階ごとで行う
 - ・ 1階の停止バルブは、放射線科前の「消火ポンプ室」にある
 - ・ 2階の停止バルブは、中央材料室前の「消火ポンプ室」にある
 - ・ 通常鍵がかかっており、鍵は庶務係で管理している（マスターキーでの開錠は可能）
- ・ 1階消火ポンプ室（放射線科前） ・ 2階消火ポンプ室（中央材料室前）



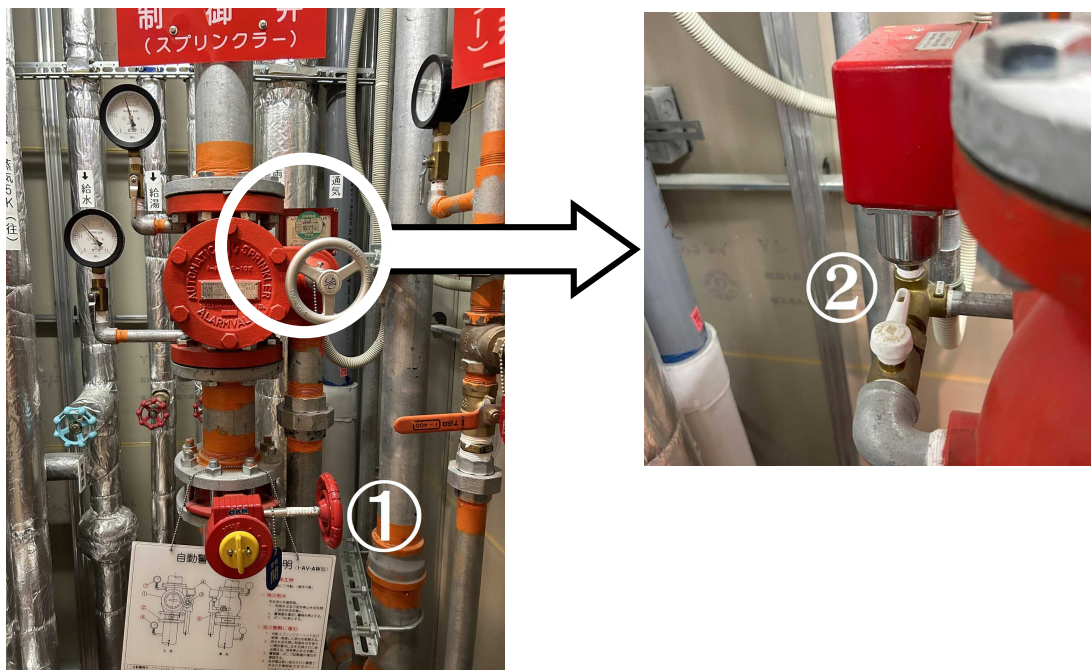
(2) 停止方法

- ・ ①「制御弁」(赤バルブ) と②「信号停止弁」(白コック) を閉じる
- ・ 透析室入り口の警報盤の「復旧」ボタンを押し、警報を停止させる
- ・ ②の「信号停止弁」(白コック) は配管の裏なのでちょっと見づらい

・ 1 階

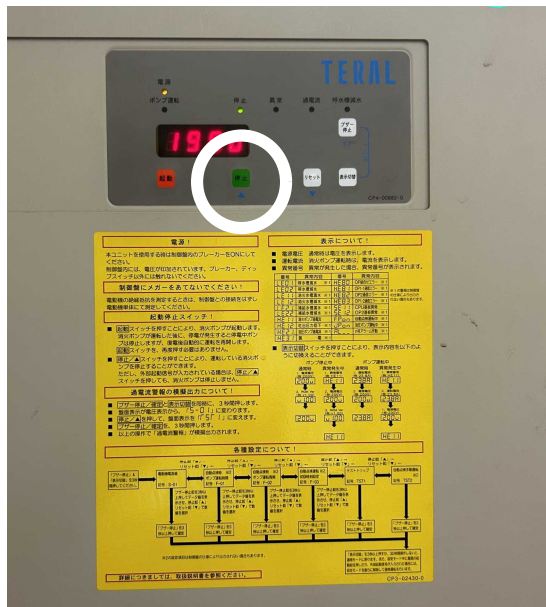


・ 2 階



(3) ポンプの停止方法

- ・バルブを操作し放水を止めたら、1階「消火ポンプ室」の制御盤（入って左側）の「停止」ボタン（緑色）を押しポンプを停止させる



(4) 音響の停止方法

- ・p.47 「7 火災ではなかった場合の音響の停止」の操作で音響を停止し、最後に⑦の白い「復旧」ボタンを押す

9 館内放送の一例

(1) 放送設備

放送設備は透析室入り口にある。



(2) 地震の場合のアナウンス（例）

「ただいま地震が発生しました。各科の責任者は直ちに被害状況を確認し庶務係に報告ください。患者様にお知らせいたします、現在職員が安全を確認しております、落下物に注意し窓ガラスからは離れ余震に注意してください。ケガをされた方はお近くの職員にお知らせください。なお、エレベーターは使用しないようにお願いします。」

(3) 火災の場合のアナウンス（例）（自動放送もあり）

「ただいま〇〇で火災が発生しました。消火班はただちに初期消火を行ってください。患者様にお知らせいたします、現在職員が消火活動を行っていますので、職員の指示に従って屋外への避難をお願いします。」

(4) 火災の事実がない場合のアナウンス（例）

「先ほど火災発生放送が流れましたが、職員が確認したところ火災の事実はなく、火災報知機の誤作動によるものでしたのでご安心ください。」

＊ ＊ 改正経過 ＊ ＊

令和 6 年 11 月 医療安全管理係 作成